

第76回
定時株主総会
招集ご通知

日時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時

場所 東京都目黒区中根2丁目10番4号
当社加工技術センター3階

Contents

第76回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	18
計算書類	31
株主総会参考書類	44

証券コード 6135
平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都目黒区中根2丁目3番19号
株式会社 牧野フライス製作所
取締役社長 牧 野 二 郎

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、お繰合せの上ご出席くださいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上平成27年6月23日午後5時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

(1) 日 時 平成27年6月24日（水） 午前10時

(2) 場 所 東京都目黒区中根2丁目10番4号 当社加工技術センター3階

(3) 株主総会の目的である事項

報告事項 1. 第76期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第76期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

(4) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 株主総会参考書類ならびに添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.makino.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

# 株主総会招集通知添付書類 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会参考書類

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、連結売上高は1,495億6百万円（前年同期比20.7%増）、営業利益120億25百万円（前年同期比144.9%増）、経常利益132億52百万円（前年同期比147.4%増）、当期純利益114億49百万円（前年同期比166.6%増）となりました。

当社連結受注は、前年度比19.2%増の1,581億39百万円となりました。中国、アメリカ向けが牽引しました。これに円安効果が加わり、前年を上回る結果となりました。

報告セグメント別の状況は以下のとおりです。

セグメントⅠ（牧野フライス製作所「個別」および国内連結子会社）

牧野フライス製作所の国内受注は、緩やかな伸びにとどまりました。しかし金型産業のユーザなどからテスト加工の依頼が増えております。これに対応できる体制を充実し、今後の設備投資の本格化に備えています。

セグメントⅡ（MAKINO ASIA PTE LTD）

中国市場では、様々な産業から受注がありました。営業体制を各地に展開した成果であると考えられます。

インド市場の状況は改善しつつありますが、過去の好況期に比べ不十分な結果となりました。

セグメントⅢ（MAKINO INC.）

自動車部品、航空機部品向けなどを中心に需要が継続しました。自動化、省力化など、付加価値を伴う案件が引続き増加しています。

セグメントⅣ（MAKINO Europe GmbH）

地域によって状況は大きく異なるものの、欧州市場は回復過程にあると考えます。各地においてきめ細かい対応をして、受注回復につなげました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は71億円です。主として、富士勝山事業所における生産設備の増強と、海外営業拠点の整備によるものです。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において実施した社債または新株式の発行等による資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は市場の変化に迅速に対応できる体制を構築し、厳しい環境下にあっても収益を確保しうる強固な企業体質の確立に向けて次の施策を進めております。

- ① 高精度で高品位な工作機械を、商品市場の変化に対応しタイムリーに提供できるよう開発力の強化を図っております。合わせて、次世代のニーズに対応できる工作機械の開発のため、各種の研究や調査を継続的に行っております。
- ② 高精度で高品位な製品作りができる環境を実現しつつ、市場の変化に常に敏感に対応できる効率的で柔軟な生産体制の確立にむけて、施設及び設備の更新、生産方法の見直し等、継続的な改善を行っております。
- ③ 海外における生産及び部品調達は、部材の品質、量、納期等を勘案しながら推進しております。
- ④ 工作機械ユーザーである製造業の生産拠点の世界的な広がりに対応して、営業及びサービス拠点の拡大と充実を図っております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 平成23年度<br>第73期 | 平成24年度<br>第74期 | 平成25年度<br>第75期 | 平成26年度<br>第76期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 110,460        | 126,809        | 123,896        | 149,506                     |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 3,698          | 5,159          | 4,294          | 11,449                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 33.24          | 46.38          | 38.60          | 102.93                      |
| 総 資 産 (百万円)     | 178,361        | 209,785        | 218,499        | 245,456                     |
| 純 資 産 (百万円)     | 83,750         | 92,665         | 99,246         | 117,836                     |

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社ならびに企業結合等の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資 本 金           | 主要な事業内容                          |
|-------------------------------------|-----------------|----------------------------------|
| MAKINO ASIA PTE LTD                 | 13,626千シンガポールドル | 工作機械の製造・販売及び半製品の製造               |
| MAKINO INC.                         | 74,505千米ドル      | 工作機械の販売・修理                       |
| MAKINO Europe GmbH                  | 19,500千ユーロ      | 工作機械の販売・修理                       |
| MAKINO RESOURCE DEVELOPMENT PTE LTD | 3,000千シンガポールドル  | 鋳物部品の販売                          |
| マキノジェイ(株)                           | 2,260百万円        | フレキシブル生産システム機器の製造、販売及びエンジニアリング業務 |
| マキノ電装(株)                            | 50百万円           | 工作機械用制御装置の設計・製造・販売・修理            |
| (株)牧野技術サービス                         | 30百万円           | 当社製品の据付・アフターサービスと修理・部品の販売業務      |
| 関東物産(株)                             | 40百万円           | 当社製品等の販売                         |
| 牧野フライス技研(株)                         | 120百万円          | 当社部品の製造                          |
| マキノ・ロジスティックス(株)                     | 10百万円           | 工作機械の荷造・梱包、保管・出荷、輸出入手続及び保険の代理業務  |

### ③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

工作機械（マシニングセンタ、NC放電加工機、NCフライス盤、フライス盤、FMS、CAD/CAM等）の製造・販売及び修理

## (8) 主要な営業所及び工場

当社本社（東京都目黒区）

国内生産拠点：厚木事業所（神奈川県愛甲郡）

富士勝山事業所（山梨県南都留郡、富士吉田市）

マキノジェイ(株)（神奈川県愛甲郡）

海外生産拠点：MAKINO ASIA PTE LTD（シンガポール）

牧野机床（中国）有限公司（中国）

MAKINO INDIA PRIVATE LIMITED（インド）

国内販売拠点：東京営業（東京都目黒区）

大阪支店（大阪府東大阪市）

名古屋支店（愛知県名古屋市）

太田営業所（群馬県太田市）

大宮営業所（埼玉県さいたま市）

福岡営業所（福岡県太宰府市）

海外販売拠点：MAKINO INC.（アメリカ）

MAKINO Europe GmbH（ドイツ）

MAKINO ASIA PTE LTD（シンガポール）

牧野机床（中国）有限公司（中国）

MAKINO INDIA PRIVATE LIMITED（インド）

(9) 従業員の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数（名） | 前期比増減（名） |
|----------------|---------|----------|
| 工 作 機 械        | 4,279   | 101増     |

（注） 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

(10) 主な借入先

| 借 入 先                     | 借入金残高  |
|---------------------------|--------|
|                           | 百万円    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 13,368 |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 6,651  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 4,672  |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 4,310  |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 1,800  |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 1,479  |

（注） 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 119,944,543株 (自己株式8,712,596株を含む)  
(3) 当期末株主数 9,820名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|----------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                           | 9,559    | 8.59     |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT                    | 5,727    | 5.15     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                             | 5,481    | 4.93     |
| 公益財団法人工作機械技術振興財団                                                     | 4,469    | 4.02     |
| 牧 野 二 郎                                                              | 2,393    | 2.15     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行                                              | 2,180    | 1.96     |
| 牧 野 駿                                                                | 1,935    | 1.74     |
| 戸 田 建 設 株 式 会 社                                                      | 1,773    | 1.59     |
| BBH FOR BBHTSIA NOMURA FUNDS IRELAND PLC /JAPAN STRATEGIC VALUE FUND | 1,635    | 1.47     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                  | 1,584    | 1.42     |

- (注) 1. 当社は、自己株式8,712千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づく2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

|                                    |                                                                                    |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日                                | 平成25年3月19日                                                                         |
| 新株予約権の数                            | 1,200個                                                                             |
| 目的となる株式の種類及び数                      | 普通株式<br>行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。<br>ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の払込金額                         | 無償                                                                                 |
| 転換価額                               | 1株につき831円                                                                          |
| 行使期間                               | 平成25年4月2日から平成30年3月5日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで                                       |
| 転換社債型新株予約権付社債の残高<br>（平成27年3月31日現在） | 12,000百万円                                                                          |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役

| 地 位        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|------------|---------|---------------------------------------------|
| ※取 締 役 社 長 | 牧 野 二 郎 | 一般社団法人日本工作機械工業会副会長                          |
| ※専 務 取 締 役 | 牧 野 駿   |                                             |
| 常 務 取 締 役  | 饗 場 達 明 | 生産本部長兼富士勝山事業所長                              |
| 常 務 取 締 役  | 鈴 木 信 吾 | 開発本部長                                       |
| 常 務 取 締 役  | 田 村 泰 幸 | 営業本部長                                       |
| 常 務 取 締 役  | 永 野 敏 之 | 管理本部長兼経理部ゼネラルマネージャ兼貿易安全保障管理<br>室長兼エネルギー管理室長 |
| 取 締 役      | 小 池 伸 二 | 開発本部副本部長                                    |
| 取 締 役      | 井 上 真 一 | 開発本部副本部長                                    |
| 取 締 役      | 寺 東 一 郎 | 日本碍子株式会社社外監査役<br>株式会社百十四銀行社外監査役             |
| 常 勤 監 査 役  | 福 井 英 次 |                                             |
| 常 勤 監 査 役  | 蛭 田 和 夫 |                                             |
| 監 査 役      | 中 島 次 郎 | 公認会計士中島次郎事務所                                |

- (注) 1. ※印は代表取締役です。  
2. 取締役寺東一郎氏は社外取締役であります。  
3. 常勤監査役福井英次及び監査役中島次郎の両氏は社外監査役であります。  
4. 当社は取締役寺東一郎、常勤監査役福井英次及び監査役中島次郎の各氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出ております。  
5. 監査役中島次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 日本碍子株式会社、株式会社百十四銀行および公認会計士中島次郎事務所と当社との間に特別な関係はありません。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

|       | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|-----|-------------|
| 取 締 役 | 9名  | 244百万円      |
| 監 査 役 | 3名  | 59百万円       |
| 合 計   | 12名 | 303百万円      |

- (注) 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は3名39百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 在任期間 | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 寺 東 一 郎 | 1 年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席状況：社外取締役選任後に開催した取締役会10回のうちすべてに出席いたしました。</li> <li>・活動状況：前職における経営に関する知見を生かし、取締役会では総合的見地から議案審議等に必要な発言を行いました。</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 社 外 監 査 役 | 福 井 英 次 | 11年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席状況：当期に開催した取締役会14回のうちすべてに出席し、開催した監査役会16回のうちすべてに出席いたしました。</li> <li>・活動状況：前職における金融及び経営に関する知識と経験を生かし、取締役会では総合的見地から議案審議等に必要な発言を行いました。常勤監査役として、日ごろから当社及びグループ各社の経営層、管理職層ならびに会計監査人等とのヒアリングや現地往査等を主導して行い、当社及びグループ各社の状況の把握に努めました。また、監査役会に出席し、収集した情報を基に当社の課題について議論し、取締役等に課題の指摘と改善のアドバイスをを行いました。</li> </ul> |
| 社 外 監 査 役 | 中 島 次 郎 | 3 年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席状況：当期に開催した取締役会14回のうちすべてに出席し、開催した監査役会16回のうちすべてに出席いたしました。</li> <li>・活動状況：公認会計士としての知識と経験を生かし、取締役会では総合的見地から議案審議等に必要な発言を行いました。常勤監査役と協力し、当社及びグループ各社の経営層、管理職層、会計監査人等とのヒアリングや現地往査等を通じて、当社及びグループ各社の状況の把握に努めました。また、監査役会に出席し、当社の課題について議論いたしました。</li> </ul>                                                 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 41百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記②の金額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、情報開示に関する助言・指導に対する報酬等を含んでおります。

### (3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社である MAKINO ASIA PTE LTD、MAKINO INC.、MAKINO Europe GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、監査役会が会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定した場合には、その議案を株主総会に提案する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任する方針です。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年1月9日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に定める体制の整備について、①当社の業務の適正を確保するための体制、②子会社の管理、③監査役の監査に関する体制に分類し、決議を行いました。また、平成27年5月18日開催の取締役会において、一部修正の決議を行いました。その概要は、次のとおりです。

#### ① 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、リスク管理を業務の適正を確保するための体制の基本とし、リスク管理体制を整備することによって、当社の損失の危険を管理するのみならず、もって法令及び定款からの逸脱を防止し、効率的な業務執行を確保する。当社にとって、リスクとは、損失の危険、法令及び定款からの逸脱、非効率的な業務執行、その他当社の企業価値を損なうおそれのあるもの全てとする。

当社のリスク管理体制は、通常のリスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクは取締役会で検討、判断するものとし、その詳細は「リスク管理規程」に定める。

法令及び定款からの逸脱はリスクの一つとして「リスク管理規程」に定める一方、「就業規則」「安全保障輸出管理規程」等の社内規程を定め、入社時及び定期・不定期の研修等を通じて周知することにより、法令・規則・その他の規範の遵守を徹底する。

取締役会で検討、判断した内容は、取締役の職務執行に係る情報として「取締役会規則」に従い取締役会議事録を作成し保管する他、通常業務の意思決定については、「稟議規程」に従い稟議書を作成し、保管する。

#### ② 子会社の管理

当社は子会社に対し、次のことを求める。

- i 当社と同様のリスクの管理を行うこと
- ii 職務の執行、リスクの状況等について当社に適宜報告すること
- iii 重大な事項がある場合は当社に事前に報告し協議すること

また、必要に応じて当社から役員を派遣し、直接意思決定に参加する。

#### ③ 監査役の監査に関する体制

当社の取締役は、取締役会で当社及び子会社に関する重要事項について報告を行う。

当社の取締役及び使用人は、次の場合、速やかに監査役に必要な報告を行い又は会合を開催する。

i 監査役の要請があった場合

ii 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあり、あるいは損害を及ぼした事実があることを発見した場合

上記の監査役への報告については、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も同様とし、取締役及び使用人が当該報告を理由に報告者を不利に扱うことを禁じる。

監査役が補助使用人を必要として求めてきた場合、監査役の指示の実効性が確保できるよう人数、地位、所属等を含め、監査役と協議の上選出し、その処遇については、監査役会の同意を取る。また、監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求があった場合、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

## **(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

### **① 中間配当金**

当社は、株主への利益還元を機動的に行う方針です。そのため、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

### **② 自己株式の取得**

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行する方針です。そのため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。

## **(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。その内容の概要は次のとおりです。

## I. 基本方針の内容の概要

当社は、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## II. 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は1937年に創業以来、よりよい工業製品を効率的に生産することを意図する顧客に、常に最適な工作機械と技術を提供し、高精度、高品位で信頼できる製品の供給者としての地位を確立することを目指しております。

工作機械は、機械構造や機械力学、電子、電気、コンピュータプログラムなど多くの要素から構成されており、生産財の中でも複雑な構造をした製品です。高精度、高品位な工作機械の供給者を志す当社にとって、多くの知識とノウハウ、様々な関係者とのネットワークといった無形の資産は、必要不可欠なものです。

その上で、当社の差別化にとってなにより重要なのは、国内外で活躍する多くの顧客との厚い信頼関係です。当社への信頼のもと顧客の重要な情報を提供いただき、製品という形で問題を解決し信頼に応えていくことにより、さらに信頼をいただく、という循環の中で当社の成長が成り立っております。このような信頼こそ、当社の存立基盤であり、当社の成長と発展にとって最も重要な資産と考えております。

経済産業省が平成17年10月に作成した「知的資産経営の開示ガイドライン」では、「知の時代が本格化する中、企業が持続的に発展していくためには、差別化を継続することが

極めて重要であるが、その源泉として、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えにくい知的資産を活用した他社が真似することのできない経営のやり方がますます重要になってきている。」と無形資産の重要性を説いております。

企業間の競争は激しさを増す中で、顧客の抱える加工課題はますます難しくなり、よりよい工業製品を効率的に生産したいとする顧客は増えております。生産拠点の世界的な広がり、工業の発展を意図する地域の需要の増加もあり、最適な工作機械と技術を提供する必要性はよりいっそう高まっております。このような状況に対応するため、有形・無形の資産の強化に取り組み、最適な工作機械と技術を顧客に提供していくための基盤を強化し、顧客との信頼関係をさらに高めて参ります。

このような取組みを通じて企業収益の拡大を図ることにより、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、基本方針に則り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに買付者等との交渉の機会を確保するために、本プランを継続しております。

本プランは、買付者等が遵守すべきルールを策定するとともに、ルールを遵守しなかった場合、あるいは遵守しても当社企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

なお、本プランは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会において変更又は廃止の決

議がなされた場合、又は取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されるものといえます。

本プランの詳細は、当社ホームページ掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（[http://www.makino.co.jp/jp/ir/2014news/pdf/0519\\_2.pdf](http://www.makino.co.jp/jp/ir/2014news/pdf/0519_2.pdf)）をご覧ください。

Ⅳ. 本プランが会社法施行規則第118条第3号ハに定める要件（イ 基本方針に沿うものであること、ロ 当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、ハ 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと）に該当していると当社取締役会が判断する理由

1. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付等がなされた際に、応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは平成26年6月25日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。また、有効期限は平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであり、承認後も、株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更又は廃止されます。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成する独立委員会を設置し、対抗措置の発動等に当たっては当該独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、必要に応じ独立委員会の判断の概要について適時に情報開示を行うこととし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会により、いつでも廃止することができます。従って、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

| 資 産 の 部            |                | 負 債 及 び 純 資 産 の 部      |                |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|                    | 百万円            |                        | 百万円            |
| <b>〔資産の部〕</b>      |                | <b>〔負債の部〕</b>          |                |
| <b>1. 流 動 資 産</b>  | <b>154,500</b> | <b>1. 流 動 負 債</b>      | <b>63,976</b>  |
| 現金及び預金             | 43,008         | 支払手形及び買掛金              | 27,372         |
| 受取手形及び売掛金          | 45,803         | 短期借入金                  | 8,071          |
| 有価証券               | 1,005          | 1年内返済予定の金務債            | 3,908          |
| 商品及び製品             | 20,239         | 長期借入金                  | 283            |
| 仕掛品                | 12,118         | 未払法人税等                 | 1,706          |
| 原材料及び貯蔵品           | 24,695         | その他の流動負債               | 22,634         |
| 繰延税金資産             | 3,445          |                        |                |
| その他の流動資産           | 5,214          | <b>2. 固 定 負 債</b>      | <b>63,643</b>  |
| 貸倒引当金              | △1,030         | 社債                     | 10,000         |
|                    |                | 社債                     | 12,000         |
| <b>2. 固 定 資 産</b>  | <b>90,956</b>  | 株主資本                   | 28,219         |
| <b>(1)有形固定資産</b>   | <b>58,914</b>  | 長期借入金                  | 1,197          |
| 建物及び構築物            | 28,565         | 繰延税金負債                 | 6,689          |
| 機械装置及び運搬具          | 7,231          | 退職給付に係る負債              | 3,367          |
| 工具器具及び備品           | 3,304          | 役員退職慰労引当金              | 52             |
| 土地                 | 16,767         | その他の固定負債               | 2,117          |
| 一ス資産               | 1,193          |                        |                |
| 建設仮勘定              | 1,851          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>127,620</b> |
| <b>(2)無形固定資産</b>   | <b>1,800</b>   | <b>〔純資産の部〕</b>         | <b>117,836</b> |
| その他の他              | 1,800          | <b>1. 株 主 資 本</b>      | <b>101,930</b> |
| <b>(3)投資その他の資産</b> | <b>30,240</b>  | (1)資本金                 | 19,263         |
| 投資有価証券             | 24,669         | (2)資本剰余金               | 32,595         |
| 繰延税金資産             | 1,987          | (3)利益剰余金               | 54,866         |
| 退職給付に係る資産          | 464            | (4)自己株式                | △4,794         |
| その他の投資             | 3,013          | <b>2. その他の包括利益累計額</b>  | <b>15,261</b>  |
| 貸倒引当金              | △420           | (1)その他の有価証券            | 13,811         |
|                    |                | (2)繰延ヘッジ損益             | △4             |
|                    |                | (3)為替換算調整勘定            | 4,269          |
|                    |                | (4)退職給付に係る調整累計額        | △2,814         |
|                    |                | <b>3. 少数株主持分</b>       | <b>644</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>245,456</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>117,836</b> |
|                    |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>245,456</b> |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

| 科 目            | 金 額    |         |
|----------------|--------|---------|
| 売上高            |        | 149,506 |
| 売上原価           |        | 102,970 |
| 売上総利益          |        | 46,536  |
| 販売費及び一般管理費     |        | 34,511  |
| 営業利益           |        | 12,025  |
| 営業外収益          |        |         |
| 受取利息及び配当金      | 336    |         |
| 受取賃貸料          | 247    |         |
| 為替差益           | 964    |         |
| その他            | 465    | 2,014   |
| 営業外費用          |        |         |
| 支払利息           | 612    |         |
| その他            | 174    | 787     |
| 経常利益           |        | 13,252  |
| 特別利益           |        |         |
| 固定資産売却益        | 85     | 85      |
| 特別損失           |        |         |
| 固定資産除却損        | 49     |         |
| 減損損失           | 140    |         |
| 事務所移転費用        | 123    | 313     |
| 税金等調整前当期純利益    |        | 13,023  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 2,928  |         |
| 法人税等調整額        | △1,420 | 1,508   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |        | 11,515  |
| 少数株主利益         |        | 65      |
| 当期純利益          |        | 11,449  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

|                         | 株 主 資 本 |        |        |        |         |
|-------------------------|---------|--------|--------|--------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高               | 19,263  | 32,595 | 44,556 | △4,785 | 91,630  |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |        | 83     |        | 83      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 19,263  | 32,595 | 44,640 | △4,785 | 91,713  |
| 当 期 変 動 額               |         |        |        |        |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |        | △1,223 |        | △1,223  |
| 当 期 純 利 益               |         |        | 11,449 |        | 11,449  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |        |        | △9     | △9      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |        |        |        |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —      | 10,226 | △9     | 10,217  |
| 当 期 末 残 高               | 19,263  | 32,595 | 54,866 | △4,794 | 101,930 |

|                         | その他の包括利益累計額                   |                |                    |                  |                                 | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|-------------------------------|----------------|--------------------|------------------|---------------------------------|--------|---------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 上 延<br>損 ッ 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |        |         |
| 当 期 首 残 高               | 8,547                         | △8             | 208                | △1,757           | 6,989                           | 626    | 99,246  |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                               |                |                    |                  |                                 |        | 83      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 8,547                         | △8             | 208                | △1,757           | 6,989                           | 626    | 99,329  |
| 当 期 変 動 額               |                               |                |                    |                  |                                 |        |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                               |                |                    |                  |                                 |        | △1,223  |
| 当 期 純 利 益               |                               |                |                    |                  |                                 |        | 11,449  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                               |                |                    |                  |                                 |        | △9      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 5,263                         | 4              | 4,060              | △1,057           | 8,271                           | 17     | 8,289   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 5,263                         | 4              | 4,060              | △1,057           | 8,271                           | 17     | 18,506  |
| 当 期 末 残 高               | 13,811                        | △4             | 4,269              | △2,814           | 15,261                          | 644    | 117,836 |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1-1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 30社

###### 主要な連結子会社の名称

マキノジェイ(株)・マキノ電装(株)・(株)牧野技術サービス・関東物産(株)・牧野フライス技研(株)  
MAKINO ASIA PTE LTD・MAKINO INC.・MAKINO Europe GmbH  
MAKINO RESOURCE DEVELOPMENT PTE LTD 他

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

###### 主要な非連結子会社の名称

(株)ミクロボ

###### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさない為、連結の範囲から除いております。

#### 1-2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数

持分法適用の非連結子会社または関連会社はありません。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

###### 主要な会社等の名称

(株)ミクロボ

###### 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

#### 1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社25社の決算日は、3月31日であります。

上記以外の5社（Makino do Brazil Ltda., Single Source Technologies S. de R.L. de C.V., 牧野机床（中国）有限公司 他）の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成に際しては、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 1-4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの……総平均法による原価法によっております。

###### ② たな卸資産

商品及び製品・……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下によ仕掛品 する簿価切下げの方法により算定しております。）

原材料及び貯蔵品……主として最終仕入原価法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。在外連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 3～12年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

###### i) 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

###### ii) 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売掛金等債権の回収不能に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たしているものは、振当処理を行っております。なお、外貨建の予定取引については、為替予約を時価評価したことによる評価差額を連結貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ方針については、社内管理規定に基づき為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと直物相場によるレート比較により評価を行っております。

#### ② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ

発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率に変更、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が129百万円増加し、利益剰余金が83百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

④ のれんの償却及び償却期間

のれん及び負ののれんは、5年間の均等償却を行っております。

1-5. 追加情報

連結納税制度の適用

当社及び当社の一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

60,638百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 3-1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

119,944,543株

### 3-2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成26年6月25日<br>定時株主総会  | 普通株式  | 利益剰余金 | 556             | 5                | 平成26年3月31日 | 平成26年6月26日 |
| 平成26年10月31日<br>取締役会決議 | 普通株式  | 利益剰余金 | 667             | 6                | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成27年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 889             | 8                | 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 |

## 4. 金融商品に関する注記

### 4-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に工作機械の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブは、主に為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## 4-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-------------------|------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金        | 43,008     | 43,008 | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 45,803     | 45,803 | —  |
| 貸倒引当金             | △1,030     | △1,030 | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券  |            |        |    |
| その他有価証券           | 25,573     | 25,573 | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金     | 27,372     | 27,372 | —  |
| (5) 短期借入金         | 8,071      | 8,071  | —  |
| (6) 1年内返済予定の長期借入金 | 3,908      | 3,908  | —  |
| (7) 長期借入金         | 28,219     | 28,292 | 73 |
| (8) 社債            | 10,000     | 10,000 | —  |
| (9) デリバティブ取引(※)   | (6)        | (6)    | —  |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## (4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である金銭債権と一体として処理されているため、その時価は当該金銭債権の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額102百万円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 転換社債型新株予約権付社債（連結貸借対照表計上額12,000百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,053円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円93銭   |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 7. その他の注記

### (1)減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途   | 種類     | 場所      | 金額（百万円） |
|------|--------|---------|---------|
| 遊休資産 | 土地及び建物 | 神奈川県厚木市 | 140     |

（減損損失を認識するに至った経緯）

今後の使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

（減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該資産の内訳）

| 種類 | 金額(百万円) |
|----|---------|
| 建物 | 140     |

（資産のグルーピングの方法）

遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算出方法）

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物については零円、土地については路線価による評価額を用いて合理的に算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

膳 本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社牧野フライス製作所

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員

業務執行社員

公認会計士 南 成 人 印

業務執行社員

公認会計士 岩 渕 誠 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社牧野フライス製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社牧野フライス製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

謄 本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第76期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社 牧野フライス製作所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 福 井 英 次 ㊞

常勤監査役 蛭 田 和 夫 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 島 次 郎 ㊞

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

株 主 総 会 参 考 書 類

(平成27年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

— 31 —

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

| 科 目                   | 金 額  | 百万円    |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 78,352 |
| 売 上 原 価               |      | 61,104 |
| 売 上 総 利 益             |      | 17,248 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 13,338 |
| 営 業 利 益               |      | 3,909  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 410  |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 680  |        |
| 為 替 差 益               | 859  |        |
| そ の 他                 | 148  | 2,099  |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 470  |        |
| そ の 他                 | 13   | 484    |
| 経 常 利 益               |      | 5,523  |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 減 損 損 失               | 140  |        |
| 事 務 所 移 転 費 用         | 123  | 263    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 5,260  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 36   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △867 | △831   |
| 当 期 純 利 益             |      | 6,091  |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

株 主 総 会 参 考 書 類

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

|                         | 株 主 資 本 |        |           |         |
|-------------------------|---------|--------|-----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資本金剰余金 | 利 益 剰 余 金 |         |
|                         |         | 資本準備金  | その他利益剰余金  |         |
|                         |         |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金 |
| 当 期 首 残 高               | 19,263  | 32,619 | 2,500     | 5,409   |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |        |           | 60      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 19,263  | 32,619 | 2,500     | 5,469   |
| 当 期 変 動 額               |         |        |           |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |        |           | △1,223  |
| 当 期 純 利 益               |         |        |           | 6,091   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |        |           |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |           |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —      | —         | 4,867   |
| 当 期 末 残 高               | 19,263  | 32,619 | 2,500     | 10,337  |

(百万円未満は切捨表示)

|                         | 株 主 資 本 |        | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-------------------------|---------|--------|------------------|----------------|--------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高               | △4,878  | 54,913 | 8,519            | 8,519          | 63,433 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         | 60     |                  |                | 60     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | △4,878  | 54,973 | 8,519            | 8,519          | 63,493 |
| 当 期 変 動 額               |         |        |                  |                |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △1,223 |                  |                | △1,223 |
| 当 期 純 利 益               |         | 6,091  |                  |                | 6,091  |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △9      | △9     |                  |                | △9     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        | 5,240            | 5,240          | 5,240  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △9      | 4,858  | 5,240            | 5,240          | 10,098 |
| 当 期 末 残 高               | △4,887  | 59,832 | 13,759           | 13,759         | 73,592 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1-1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

時価のないもの 総平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

製品及び仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

#### 1-2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び車両運搬具 4～10年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

##### ① 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

##### ② 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 1-3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売掛金等債権の回収不能に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。

#### (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率に変更、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が93百万円、繰越利益剰余金が60百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影

響は軽微であります。

1-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たしているものは、振当処理を行っております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ方針については、社内管理規定に基づき為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと直物相場によるレート比較により評価を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

1-5. 追加情報

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 資産に係る減価償却累計額

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 43,449百万円 |
|----------------|-----------|

2-2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

|             |          |
|-------------|----------|
| MAKINO INC. | 6,748百万円 |
|-------------|----------|

|                    |          |
|--------------------|----------|
| MAKINO Europe GmbH | 2,810百万円 |
|--------------------|----------|

|   |          |
|---|----------|
| 計 | 9,558百万円 |
|---|----------|

2-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 31,122百万円 |
|--------|-----------|

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債務 | 5,650百万円 |
|--------|----------|

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 55,425百万円

仕入高等 23,062百万円

営業取引以外の取引高 720百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 8,712,596株

## 5. 税効果会計に関する注記

## 5-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## ① 流動の部

(繰延税金資産)

|          |          |
|----------|----------|
| 繰越欠損金    | 593百万円   |
| 貸倒引当金    | 18百万円    |
| 製品評価損    | 49百万円    |
| 未払費用     | 475百万円   |
| その他      | 167百万円   |
| 繰延税金資産合計 | 1,303百万円 |

## ② 固定の部

(繰延税金資産)

|          |            |
|----------|------------|
| 繰越欠損金    | 1,525百万円   |
| 有価証券評価損  | 1,663百万円   |
| 長期末払金    | 288百万円     |
| その他      | 242百万円     |
| 繰延税金資産小計 | 3,719百万円   |
| 評価性引当額   | △ 3,719百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 一百万円       |

(繰延税金負債)

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 6,231百万円 |
| 前払年金費用       | 21百万円    |
| 繰延税金負債合計     | 6,252百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | 4,948百万円 |

## 5-2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.58%

から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一次差異については33.05%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一次差異については、32.28%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した額)が538百万円減少し、法人税等調整額が98百万円増加し、その他有価証券評価差額金が637百万円それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 属性                      | 会社等の名称              | 議決権等の<br>所有割合              | 関連当事者<br>との関係                        | 取引の内容                   | 取引金額<br>(注3)    | 科目         | 期末残高<br>(注3)   |
|-------------------------|---------------------|----------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-----------------|------------|----------------|
| 関係会社<br>(当該関係会社の子会社を含む) | MAKINO INC.         | 所有<br>直接100.0%             | 当社製品の販売                              | 当社製品の販売<br>(注1)<br>債務保証 | 21,588<br>6,748 | 売掛金        | 11,562         |
|                         | MAKINO ASIA PTE LTD | 所有<br>直接100.0%             | 当社製品の製造<br>販売<br>製品・半製品の<br>購入       | 当社製品の販売<br>(注1)         | 8,893           | 売掛金        | 3,181          |
|                         | MAKINO GmbH         | 所有<br>間接100.0%             | 当社製品の販売                              | 当社製品の販売<br>(注1)<br>債務保証 | 5,328<br>2,810  | 売掛金        | 2,411          |
|                         | マキノジェイ(株)           | 所有<br>直接100.0%             | 当社製品の販売                              | 当社製品の販売<br>(注1)         | 9,993           | 売掛金        | 2,621          |
|                         | マキノ電装(株)            | 所有<br>直接100.0%             | 部品の購入                                | 部品の購入等<br>(注2)          | 10,430          | 買掛金        | —              |
|                         | (株)牧野技術サービス         | 所有<br>直接 50.0%<br>間接 50.0% | 部品の販売<br>当社製品の据<br>付・アフターサ<br>ービスと修理 | 部品の販売<br>(注1)           | 6,008           | 立替金<br>売掛金 | 2,194<br>5,797 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

661円61銭

1株当たり当期純利益

54円76銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

### (1)減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途   | 種類     | 場所      | 金額（百万円） |
|------|--------|---------|---------|
| 遊休資産 | 土地及び建物 | 神奈川県厚木市 | 140     |

（減損損失を認識するに至った経緯）

今後の使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

（減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該資産の内訳）

| 種類 | 金額(百万円) |
|----|---------|
| 建物 | 140     |

（資産のグルーピングの方法）

遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算出方法）

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物については零円、土地については路線価による評価額を用いて合理的に算定しております。

# 会計監査人の監査報告書

膳 本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社牧野フライス製作所

取締役会 御中

仰星監査法人

代 表 社 員 公認会計士 南 成 人 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩 渕 誠 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社牧野フライス製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会参考書類

# 監査役会の監査報告書

謄 本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社 牧野フライス製作所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 福 井 英 次 ㊞

常勤監査役 蛭 田 和 夫 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 島 次 郎 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は安定的かつ継続的な配当により、株主の皆様への利益還元を図ることを利益配分の基本として考えております。

上記の基本方針に添い、当期の業績ならびに当社をとりまく経営環境等を勘案のうえ、次のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の種類及び総額  
金銭による。総額 889,855,576円
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項  
当社普通株式1株につき8円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成27年6月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を以下の通り変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、当社定款第25条(取締役の責任免除)および第34条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第25条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

あわせて、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を拡大するため、第31条(監査役の任期)の規定を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第25条 (取締役の責任免除)</b><br>(条文省略)<br>2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 | <b>第25条 (取締役の責任免除)</b><br>(現行どおり)<br>2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 |
| <b>第26条～第30条</b><br>(条文省略)                                                                                                                                | <b>第26条～第30条</b><br>(現行どおり)                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第31条（監査役の任期）</b><br/>（条文省略）<br/>（新設）</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><b>第32条、第33条</b><br/>（条文省略）</p> <p><b>第34条（監査役の責任免除）</b><br/>（条文省略）</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><b>第35条～第45条</b><br/>（条文省略）</p> | <p><b>第31条（監査役の任期）</b><br/>（現行どおり）</p> <p>2 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><b>第32条、第33条</b><br/>（現行どおり）</p> <p><b>第34条（監査役の責任免除）</b><br/>（現行どおり）</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><b>第35条～第45条</b><br/>（現行どおり）</p> |

**第3号議案 取締役9名選任の件**

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴地位及び担当ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | まきのじろう<br>牧 野 二 郎<br>(昭和14年9月10日生) | 昭和42年12月 当社入社<br>昭和49年5月 当社取締役<br>昭和52年3月 当社営業本部長<br>昭和53年7月 当社常務取締役<br>昭和53年12月 池貝機械工業株式会社（昭和57年2月、<br>牧野フライステク研株式会社に改称）取締<br>役社長兼務<br>昭和54年6月 当社専務取締役<br>昭和57年10月 当社技術本部長<br>昭和60年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>一般社団法人日本工作機械工業会 副会長 | 2,393,844株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴地位及び担当ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | まき の しゅん<br>牧 野 駿<br>(昭和16年4月16日生)    | 昭和45年3月 当社入社<br>昭和56年9月 レブロンド・マキノ・マシンツール社（現<br>MAKINO INC.）副社長<br>昭和60年6月 当社取締役<br>昭和60年7月 当社厚木工場長<br>昭和61年1月 当社海外事業室長<br>平成元年7月 当社管理本部長<br>平成4年12月 当社貿易安全保障管理室長兼務<br>平成8年7月 当社常務取締役<br>平成11年7月 当社代表取締役（現任）<br>平成18年6月 当社専務取締役（現任） | 1,935,531株        |
| 3          | あい ば たつ あき<br>饗 場 達 明<br>(昭和32年5月3日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成14年11月 当社富士勝山製造部ゼネラルマネージャ<br>平成15年9月 マキノジェイ株式会社製造部ゼネラルマネ<br>ージャ兼務<br>平成16年12月 当社調達部ゼネラルマネージャ兼務<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成17年6月 当社製造本部長（現生産本部）（現任）<br>平成24年10月 当社富士勝山事業所長兼務（現任）<br>平成26年6月 当社常務取締役（現任）                | 8,000株            |
| 4          | すず き しん ご<br>鈴 木 信 吾<br>(昭和31年1月1日生)  | 昭和54年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社開発副本部長<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社モールドソフトウェア本部長兼務<br>平成23年4月 当社開発本部長（現任）<br>平成26年6月 当社常務取締役（現任）                                                                                                       | 8,000株            |
| 5          | た むら やす ゆき<br>田 村 泰 幸<br>(昭和34年5月1日生) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成19年2月 当社国際部ゼネラルマネージャ<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成23年4月 当社営業本部長（現任）<br>平成26年6月 当社常務取締役（現任）                                                                                                                              | 4,000株            |

招  
集  
ご  
通  
知

事  
業  
報  
告

連  
結  
計  
算  
書  
類

計  
算  
書  
類

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                       | 略歴地位及び担当ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6          | なが の とし ゆき<br>永 野 敏 之<br>(昭和33年4月5日生)               | 平成16年5月 当社入社<br>平成18年6月 マキノジェイ株式会社取締役<br>平成20年11月 当社経理部ゼネラルマネージャ（現任）<br>平成21年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社エネルギー管理室長兼務（現任）<br>平成23年4月 当社管理本部長（現任）<br>平成23年4月 当社貿易安全保障管理室長兼務（現任）<br>平成26年6月 当社常務取締役（現任）                                                | 9,000株            |
| 7          | こ いけ しん じ<br>小 池 伸 二<br>(昭和33年2月27日生)               | 昭和57年4月 当社入社<br>平成21年2月 当社厚木開発部ゼネラルマネージャ<br>平成23年4月 当社開発本部副本部長（現任）<br>平成26年6月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                       | 4,000株            |
| 8          | いの うえ しん いち<br>井 上 真 一<br>(昭和41年10月18日生)            | 平成4年4月 当社入社<br>平成23年4月 当社厚木開発M開発部ゼネラルマネージャ<br>平成25年2月 当社開発本部副本部長（現任）<br>平成26年6月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                     | 5,000株            |
| 9          | <b>社外</b><br>てら とう いち ろう<br>寺 東 一 郎<br>(昭和21年5月1日生) | 平成8年6月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱<br>東京UFJ銀行）取締役<br>平成17年1月 同行専務執行役員<br>平成17年6月 株式会社ニコン代表取締役副社長兼CFO<br>平成23年6月 同社顧問<br>平成23年6月 日本碍子株式会社社外監査役（現任）<br>平成24年6月 株式会社百十四銀行社外監査役（現任）<br>平成26年6月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>日本碍子株式会社社外監査役<br>株式会社百十四銀行社外監査役 | 0株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 寺東一郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
3. 寺東一郎氏は、金融機関および事業会社での役員を歴任する中で培った、企業経営および財務に関する豊富な経験と見識を有しております。このような知識等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 寺東一郎氏は、現に当社社外取締役であります。就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は寺東一郎氏が選任された場合、同氏との間で締結している、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を継続する予定であります。
6. 当社は寺東一郎氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出ております。

**第4号議案 監査役1名選任の件**

監査役 蛭田和夫は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴地位及び重要な兼職の状況                                                                                  | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ひる た かず お<br>蛭 田 和 夫<br>(昭和23年4月6日生) | 昭和46年 3 月 当社入社<br>平成13年10月 厚木製造部ゼネラルマネージャ<br>平成17年 6 月 株式会社牧野技術サービス取締役社長<br>平成23年 6 月 当社監査役（現任） | 11,000株           |

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は候補者が選任された場合、第2号議案（定款一部変更の件）が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合（社外監査役の員数が監査役総数の半数を割ることになる場合を含む）に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、第2号議案で上程しました「定款一部変更の件」をご承認いただいた場合、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとなります。

なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                  | 略歴地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <div>社外</div> <div>ほそ や よし のり</div> <div>細 谷 義 徳</div> <div>(昭和20年4月9日生)</div> | 昭和46年 4 月 弁護士登録<br>昭和46年 4 月 石井法律事務所<br>昭和50年 8 月 Graham & James法律事務所（米国・サンフランシスコ）<br>昭和51年 9 月 小中・外山・細谷法律事務所パートナー<br>平成14年 1 月 ジョーンズ・デイ・尚和法律事務所パートナー<br>平成16年 1 月 敬和綜合法律事務所パートナー代表弁護士（現任）<br>平成21年 6 月 日本水産株式会社社外監査役<br>（重要な兼職の状況）<br>敬和綜合法律事務所パートナー代表弁護士 | 0株                |

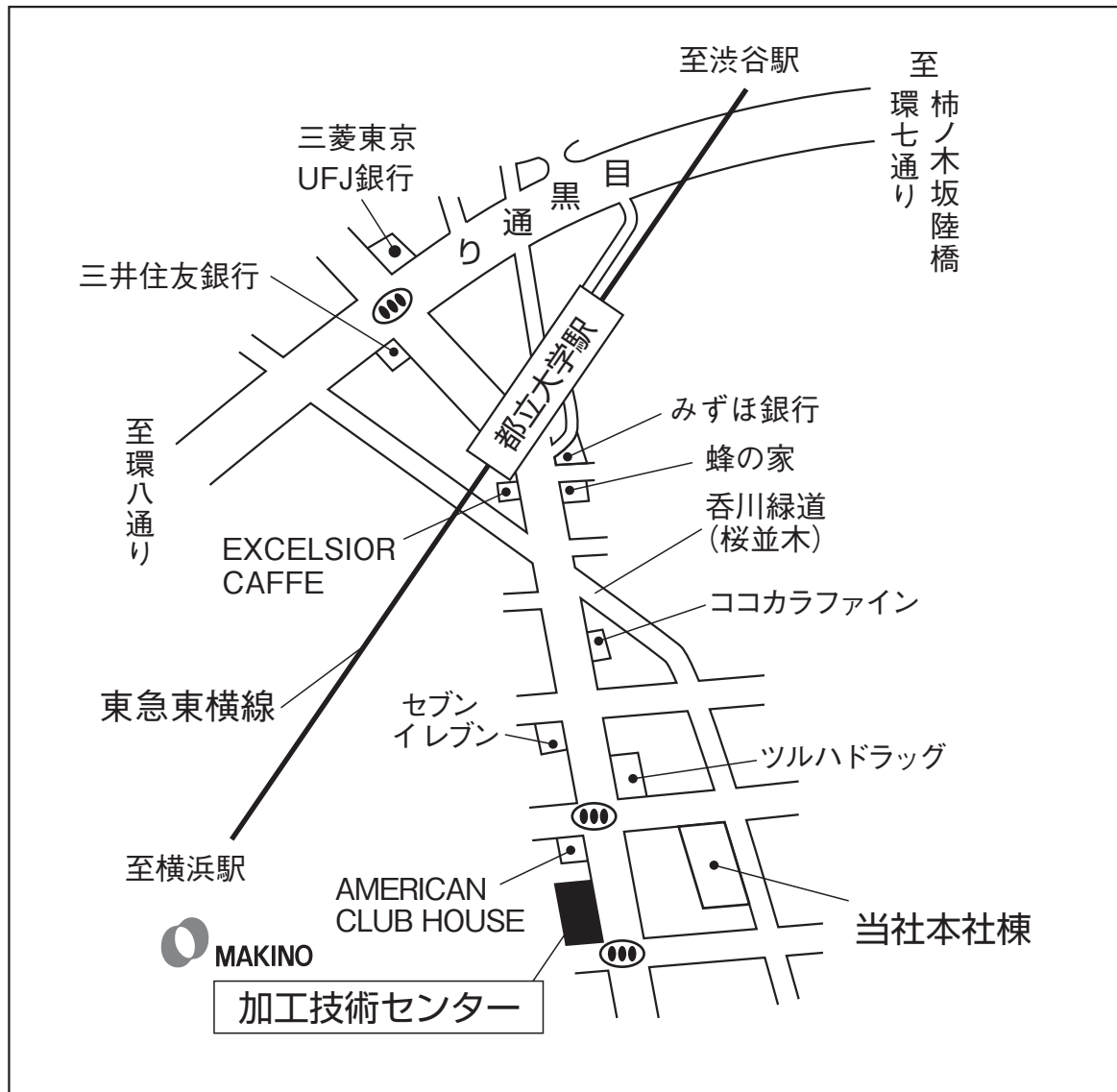
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）における独立委員会委員であります。
3. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 候補者は会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。このような知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 当社は候補者が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 当社は候補者が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 第76回定時株主総会 会場案内図

東京都目黒区中根2丁目10番4号 当社加工技術センター3階



交通：東急東横線〈都立大学駅〉改札出て右折 徒歩約5分

